

一般廃棄物収集運搬業許可証

住 所 富良野市字学田三区

氏 名 北清ふらの 株式会社
代表取締役 上田 篤行 様

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の許可を受けた者であることを証する。

上富良野町長 斉 藤



許可の年月日 令和5年6月3日

許可の有効期限 令和7年6月2日

1 事業の範囲

- (1) 一般廃棄物の種類 建設工事等で発生する草類、すきとり物
衛生用品(富良野市から排出されるものに限る)
特定家庭用機器再商品化法に規定する特定家庭用機器
- (2) 収集運搬の範囲 上富良野町内に限る

2 許可の条件

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第13項の一般廃棄物処理基準を遵守するとともに、同法第7条第15項及び第16項の帳簿を記載し保存すること。
- (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び上富良野町廃棄物の処理及び清掃に関する条例を遵守すること。
- (3) 多量の一般廃棄物を収集運搬する場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2第5項に基づき、上富良野町長が別途指示する事項を遵守すること。

3 許可の変更の状況